

福祉医療制度の紹介

福祉医療制度は子ども、障害者、母(父)子家庭、高齢者などの皆さんが安心して必要な医療が受けられるよう、医療費の自己負担額を軽減するための助成制度です。

■問い合わせ先 住民福祉課福祉医療係 ☎(48)1111 (内1119・1120)

福祉医療制度名	対象者等	所得制限
子ども医療	◎中学校卒業まで(15歳に達する年度末まで)の子どもの保護者 ⇒「子ども医療費受給者証」が発行され、医療機関での自己負担額は ありません。	なし
障害者医療	◎身体障害者手帳所持者のうち ①1級～3級の方 ②腎臓機能障害の4級の方 ③進行性筋萎縮症の4級～6級の方 ◎療育手帳所持者のうちIQ50以下の方 ◎自閉症と診断された方 ⇒「障害者医療費受給者証」が発行され、医療機関での自己負担額 はありません。	なし
精神障害者医療	◎精神障害者保健福祉手帳1級または2級所持者 ⇒「精神障害者医療費受給者証(全疾病)」が発行され、医療機関で の自己負担額は ありません。 ◎自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方は、「精神障害者医 療費受給者証(精神通院医療のみ使用可)」が発行され、証に記載 された医療機関については、精神通院にかかる自己負担額はあり ません。	なし
母子・父子家庭医療	◎18歳の年度末までの児童を扶養している配偶者のいない母(父)とその児童 ◎父母のいない18歳の年度末までの児童 ⇒「母子・父子家庭医療費受給者証」が発行され、医療機関での自 己負担額は ありません。	児童扶養手当本人 一部支給制限額準用
後期高齢者 福祉医療	◎後期高齢者医療制度の被保険者のうち ①母子・父子家庭医療該当者 ②戦傷病者手帳所持者 ③ひとり暮らし高齢者、※ねたきり高齢者、認知症高齢者 ※介護認定を受け、要介護度4または5と認定された者であって、生活介護を受けて いる期間が3カ月以上継続している者 ④障害者医療該当者 ⑤感染症予防法による入院者、精神保健福祉法による措置入院者 ⑥精神障害者保健福祉手帳1級または2級所持者 ⇒「後期高齢者福祉医療費受給者証」が発行され、医療機関での 自己負担額は ありません。 ⑦自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方は、「後期高齢 者福祉医療費受給者証(精神通院医療のみ使用可)」が発行さ れ、証に記載された医療機関については、精神通院にかかる自 己負担額は ありません。	①母子・父子家庭医療 に準ずる ②障害児福祉手当準用 ③市町村民税非課税世帯 ④⑤⑥⑦なし
<p>●上記各医療受給者証を使用できるのは、愛知県内の医療機関に限られます。 愛知県外で診療された場合は、一旦窓口で自己負担額をお支払いください。後日、領収証などをつけて、町へ請求 してください。請求に基づき振り込みにてお返しします。</p>		

※8月1日から受給者証が替わります

「母子・父子家庭医療」、「後期高齢者福祉医療」(一部)、「障害者医療」の受給者は、現在使用されている受給者証が更
新となります。該当者には、あらかじめ申請書を郵送しますので、期間内に提出してください。